（参考）コーポレートガバナンス・コードの参照する独立性基準
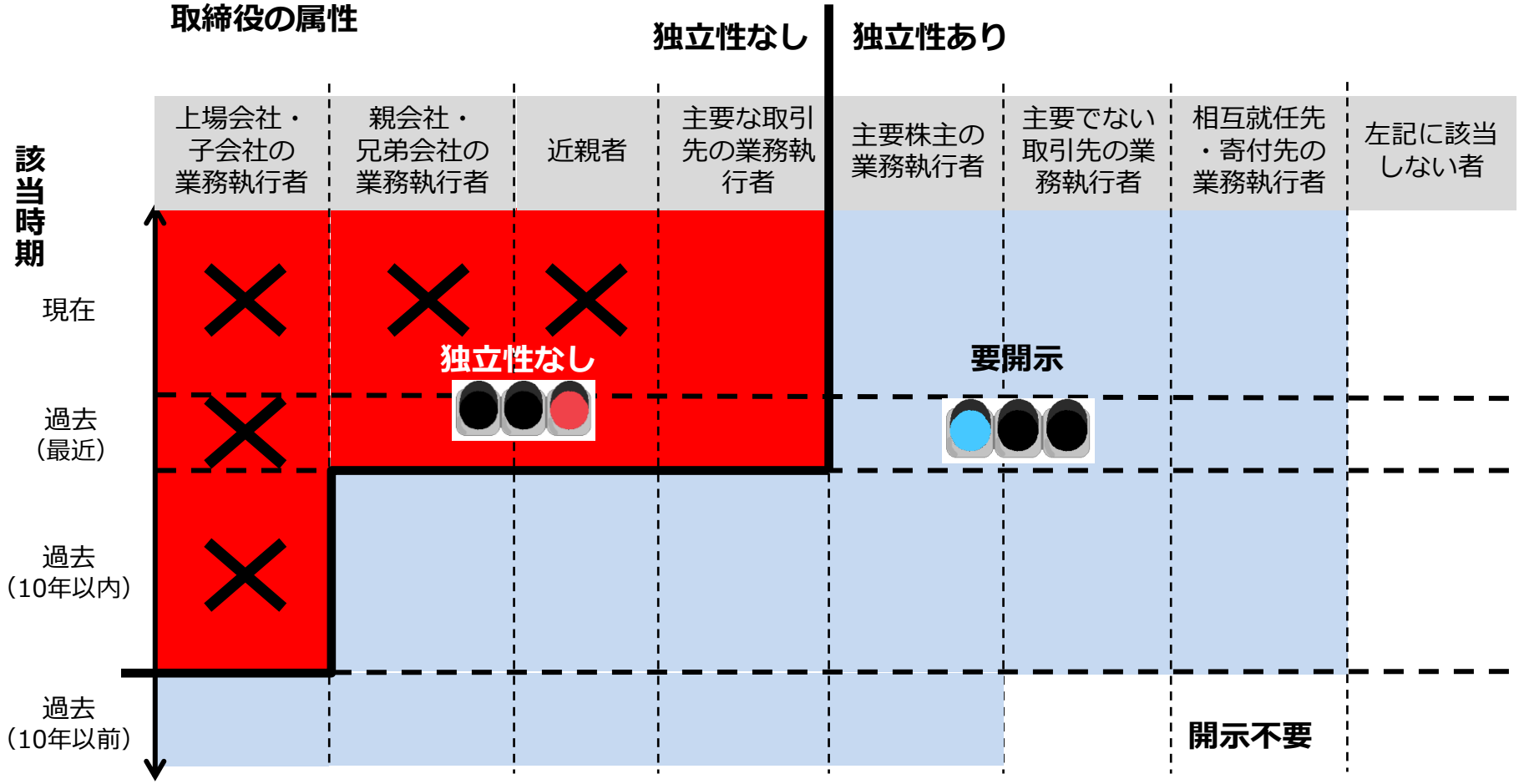
赤色…コーポレートガバナンス・コード（原則４－９）において参照される取引所の独立性基準上、独立性が否定されるもの
×　…会社法上、社外性が否定されるもの
水色…コーポレート・ガバナンス報告書等において、独立社外取締役と会社との関係の概要を開示することが必要とされるもの（独立性は否定されない）
（例）社外取締役の〇氏は、当社製品の販売先である△社の出身です。△社と当社との間には、年間□百万円（●年▲月期実績）の取引が存在しています。